

[件名] 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・平成 27 年度）
（ニホンザル編・平成 27 年度）（案）に関する意見

[宛先] 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

[氏名] 一般社団法人／日本哺乳類学会／哺乳類保護管理専門委員会／委員長 山田文雄

[郵便番号・住所] 305-8687 茨城県つくば市松の里 1 森林総合研究所

[電話番号] 029-829-8376

[FAX 番号] 029-873-3799

[意見]

1. 該当箇所（ニホンジカ編：16 ページ 9 行～11 行）

2. 意見内容

本部分に下記のとおり文言を追加する。

「安全面から放獣体制の整備は重要である。また、ニホンジカやイノシシの捕獲圧を高める上でも、特にクマ類の錯誤捕獲が障害とならないよう、放獣体制の整備を図る必要がある。事故防止に関わる指針として「クマ類の放獣に関するガイドライン」(哺乳類科学 55 巻 2 号)を日本哺乳類学会が示しているので参考にできる。」

3. 理由

錯誤捕獲されたクマ類の放獣は、十分な体制と準備なしに行うことは、作業者にとっても周辺住民にとっても危険であるため、単に「放獣体制の整備を図る必要がある」との記載ではなく、具体的な参考資料を示しておくべき。

1. 該当箇所（ニホンジカ編：20 ページ 16 行あるいは 18 ページ 23 行）

2. 意見内容

本編部分においてもメスの捕獲の重要性（捕獲の促進・メス捕獲数の目標設定）について記載すべき。

3. 理由

ニホンジカの個体数管理にはメスの捕獲がとても重要であるため。参考資料では指摘されているが、本編部分には明記されていない。

1. 該当箇所（ニホンザル編：11 ページ 9-11 ページ）

2. 意見内容

「ユニット内に分布する群れに対して、加害レベル・個体数に応じて対策の優先順位を付けることで、行政実務上の効率性が高まる」と変更してはどうか。

3. 理由

「ユニット内 に分布する群れごとの対策に優先順位が付けやすい」という表現が若干分かりにくい。また、行政の実務上の「利便性」が高まるというより、「効率性」が高まるという表現の方が理由として妥当。

---環境省パブコメ募集内容

平成 27 年 12 月 25 日（提出締切平成 28 年 1 月 24 日）

特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編）及び（ニホンザル編）の改訂案に対する意見の募集（パブリックコメント）について（お知らせ）

<https://www.env.go.jp/press/101863.html>

平成 22 年に作成した特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編）及び（ニホンザル 編）について、その後の状況の変化等を踏まえ、改訂案を「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・平成 27 年度）（案）」及び 「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成 27 年度）（案）」（別添資料）としてとりまとめました。この改訂案について広く国民の皆様から平成 27 年 12 月 25 日（金）から平成 28 年 1 月 24 日（日）までの間、パブリックコメントを行います。

1. 概要

特定鳥獣保護管理計画制度は、地域的に著しく増加または減少している野生鳥獣の個体群の科学的・計画的な保護管理の実施により人と鳥獣との共生を図る目的で、平成 11 年に創設され、平成 27 年 4 月 1 日現在、46 都道府県で 6 種について 131 計画が作成されています。

都道府県知事が定める特定鳥獣保護管理計画は、平成 26 年 5 月 30 日に公布された鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 46 号。平成 27 年 5 月 29 日施行。）により、

ア その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画（第一種特定鳥獣保護計画）

イ その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画（第二種特定鳥獣管理計画）

に再整理されました（以下、ア及びイをまとめて「特定計画」という。）。

この特定計画を都道府県が作成する際の技術的な参考となる資料が特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインです。カワウ以外の 5 種のガイドラ インについては、平成 12 年にマニュアルとして公表し、平成 22 年に「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン」として改訂を行っています。その 後、多くの知見が集積されたことから、現行のガイドライ

ンをより具体的かつ実践的な内容とすべく、平成 26 年度に開催した「ニホンジカ保護及び管理に関する検討会」及び「ニホンザル保護及び管理に関する検討会」（※以下 URL を参照）の検討を経て、今般、改訂案を「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・平成 27 年度）（案）」及び「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成 27 年度）（案）」としてとりまとめました。

※ニホンジカ保護及び管理に関する検討会

http://www.env.go.jp/nature/choju/conf/conf_wp.html#conf02

※ニホンザル保護及び管理に関する検討会

http://www.env.go.jp/nature/choju/conf/conf_wp.html#conf05

2. 意見募集対象（改訂案）

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・平成 27 年度）（案）
又は特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成 27 年度）（案）
（別添資料参照）

3. 意見の提出方法

御意見のある方は、別紙「意見募集要項」に沿って郵送、FAX 又は電子メールにて御提出願います。意見募集要項に沿っていない場合、無効となる場合がありますので御注意願います。

なお、頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承ください。

添付資料

- ・ 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・平成 27 年度）（案）
[PDF 4.1 MB]<https://www.env.go.jp/press/files/jp/28884.pdf>
- ・ 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成 27 年度）（案）
[PDF 2.6 MB]<https://www.env.go.jp/press/files/jp/28885.pdf>
- ・ （別紙）意見募集要項 [PDF 19 KB]<https://www.env.go.jp/press/files/jp/28886.pdf>